

Title	民法一六七条における債権一〇年時効制の立法史的意義とその現在の課題 (一)
Sub Title	Die Entstehung der 10 jährigen Verjährung §167 jap. BGB : ihr rechtsgeschichtliches Gebilde und Problem der Gegenwart (1)
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.9 (1987. 9) ,p.1- 30
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870928-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民法一六七条における債権一〇年時効制の 立法史的意義とその現在の課題(一)

内池慶四郎

- 一 問題提起
- 二 出訴期限規則の制定実施と改正の要求
- 三 各種時効法案における時効期間
- 四 旧民法の時効立法と法典調査会案……以上本号
- 五 第九議會衆議院の民法審議……以下次号
——民法中修正案委員会の構成
- 六 修正案委員会の審議經過
 (一)第四回會議
 (二)第五回會議
 (三)確定議
- 七 審議内容の評価と修正の意義
- 八 現在の課題——結語

一 問題提起

近代時効法の歴史は、時効期間短縮の歴史である、といわれている⁽¹⁾。たしかに、ローマ法以来の伝統的な三〇年時効は、遠い過去の沈滞した社会生活の遺物であって、近代社会における活発かつ広範囲な取引の発展や交通・連絡・通信機関の進歩というような生活環境の変化に対応するには、あまりにも時代錯誤の旧制である、という批判は、今日に始まったものではない。そして各国立法の時効期間の最長期間が、各種の特別短期時効の増大と相まって、次第に短縮化する傾向をみせていることも、争えない事実である。

明治二九年に公布（前三編）、同三一年より施行されたわが民法典は、一六七条一項において「債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」と規定しているから、この規定を字句通りに受取るかぎり、民法典はほぼ一世紀以前において、時効法の近代化を、欧州諸国の民法典に先がけて、すでに果しているかのような錯覚を与える。しかし、事実はどうであつたらうか。わが現行時効法は、債権一〇年という独特の規定を導入するについて、どのような立法史的状況にあつたのか。この規定の成立を動機付けた諸要因は何か。そして、ここに規定された「債権」は何を意味するか。

出訴期限規則という明治六年に出された一布告が、現行時効法とくに一六七条の規定する債権一〇年の時効期間の成立に及ぼした現在の意味については、従来殆ど看過されて来た観があるが、前述の問題意識においては、この前近代の太政官布告の持つ特殊な時効法としての性質・内容は、一六七条の債権一〇年制の実体を追及する上で、重要な闡明の鍵となるものである。そこで本稿においては、まず出訴期限規則の時効法としての形成過程とその特質に着目し、ついで同規則改正の動向として試みられた多くの中間の時効法草案を考察し、さらに現行法の先駆たる旧民法証拠編の時効法と、その修正案として登場する法典調査会による現行法原案に到る立法の流れを検討することとする。

その上で、一六七条一項が誕生する直接の機縁となつた、第九議會衆議院の民法中修正案委員会における時効法の

審議に考察をしぼることにする⁽²⁾。後述のように、一六七条は、二〇年期間という政府提出の原案が、この委員会審議において数次にわたる修正の変転を経て、現行規定の体裁に確定するもので、この修正の意義を正確に評価することは、一六七条とともにわが時効法全体の歴史的内容を理解するために、不可欠の作業といわなければならない。

以上の考察を経た上で、債権一〇年時効と云う独特な立法により、わが現行時効法が内蔵することとなった、いくつかの歴史的―そして現在の課題を提示することが、本稿の意図するところである。

(1) Peters-Zimmermann, *Verjährungsfristen: Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts*, Bd. 1, S. 115.

(2) 近時広中俊雄教授の編著にかかる「第九帝国議会の民法審議」(昭昭六一年七月刊)により、第九議會衆議院の民法中修正案委員会速記録が全文にわたり覆刻刊行されたことは、従来十分に研究のとどかなかった民法制定の最終部分を補う貴重な資料の公表として重要な意味がある。本稿は、この資料に負う所が大きい。

筆者は、さきに出訴期限規則略史―明治時効法の一系譜(昭和四三年)の小著において、現行民法典の時効法と出訴期限規則との立法史的交渉にふれる所があった(同書第七章)。新資料を得て本稿によりこの問題をさらに補充する機会を得たことを、喜びとするものである。

二 出訴期限規則の制定実施と改正の要求

民法一六七条の成立に際して、当時の民事時効に関する唯一の実定法であった明治六年太政官布告第三六二号「出訴期限規則」が重大な影響を及ぼした事実⁽¹⁾は、従来も屢々指摘せられてはいる。しかしながら、同規則の立法史的影響が現行時効法にもたらした現在の意味については、これまで殆ど問題とはされなかったように思われる⁽²⁾。このことは、一面においては、法規の歴史の意味内容に重きを置かなかつた従来の民法学における主流的解釈方法の影響もあ

るが、他面においては、出訴期限規則そのものの、時効法としての性格に極めて曖昧漠然としたものがあること、さらに同規則との立法史的交渉の下に成立した現行時効法が、独特の錯雑な体系を持つに至った事情などが、その理由として考えられる。そこで以下においては、まず同規則の制定の過程とその実施情況、そこに見出された問題性をめぐる同規則改正の動向を、とくに時効期間の規制を中心に考察しておこう。

明治六年九月三〇日、司法省は「出訴期限規則被定ノ事」に関する伺により、太政官に対して「今後各種貸借取引共総テ其情ニ基ツキ出訴ノ期限ヲ定メ」るべきことを上申した。⁽⁴⁾この伺は、従来売掛金一〇年の出訴期間に関する明治四年六月一二日布告、金穀貸借に五年の出訴期間を定めた五年布告第三〇〇号、また土地家屋賃貸に関する六年布告第一〇号など、各種取引ごとに区々に定められていた出訴期限に関する従来の不統一な規制を、「前後抵触シ権衡錯乱イタシ裁判所不都合」であるとして、各種取引につきその性質に応じた適当な出訴期限を定めるべき必要を説いたものである。伺に添付された規則原案が、法制課の審査を経た上で、同年一月五日太政官布告第三六二号「出訴期限規則」として公布されたものである。⁽⁵⁾

規則は、前文と全五条の規定より成るが、その前文にかかげる立法趣旨からも明らかのように、本規則は、金穀貸借、売買その他種々の取引において履行期を定めて契約を結びながら、その期限を守らない場合の出訴期限を定めたものであり、全二五項目にわたる各種取引上の債権が、その性質に応じて、六ヶ月（第一条）、一年（第二条）、五年（第三条）の三期間に分属配置されている。

前文中に、履行期到来後「延期勘弁中数多ノ歲月ヲ過去リ出訴致シ候時ハ貸方借方請人証人ノ内死亡又ハ転住又ハ失踪等ノ者モ有之事理曖昧ニ立至リ裁判上不都合不少」とは、本規則立法の必要性を説明したものであり、「右出訴期限ヲ過去リ出訴セサル者ハ自分条約ヲ取消シタル者ト看做シ受取ルヘキ者ハ受取ヘキ権利ヲ失ヒ引渡スヘキ者ハ引渡スヘキ義務ヲ免レ候事ト相定メ候ニ付若シ出訴致シ候トモ取上不致候⁽⁶⁾」とは、期限経過の効果を規定したものである。

本規則第三条の定める五年期間は、これに先立つ明治五年一〇月七日太政官布告第三〇〇号第三条に「期ヲ約シテ金銀貸借シ若シ期ニ及テ不返時内証屢催促ヲナスト雖トモ期日後滿五年ニ至ル迄一度モ訴出サル者ハ裁判ニ不及候事」として有期の金銀貸借について定めた五年の出訴期間を継承したものであるが、六ヶ月、一年、五年という期間の三分法は、フランス民法二二七一、二二七二、二二七五各条の定める特別短期時効の期間に対応し、規則各条に掲げる債権の種目にも彼此共通するものが多いほか、わが国旧制の本公事、金公事、仲間事等の訴権に対応する項目がみられるのであり、全体としては、フランス民法の短期時効制とわが国の旧慣、旧制が混濁した独特の体裁を示している。⁽⁷⁾

このように、出訴期限規則は、各種取引の出訴期限を定めるべく定立されたものではあったが、それは同時に、従来金穀貸借あるいは売掛金の規制を中心に行われて来た出訴期間制の展開としての特質を濃厚に残しているものである。このことは、例えば有期の金穀貸借・売掛金を中心とする一連の取引上の債権に適用範囲を限定していること（これらは限定列举と解されており——実務上、多少の類推ないし拡張解釈はなされていたが——とくに不法行為のような契約外の債権は含まれておらず、また取得時効にあたる規定もない）、また五年を最長期として、一年、六ヶ月という極度の短期間を採用していることからうかがうことができる。さらに援用、放棄、中断、停止等の時効に特有の制度に関する規定を一切欠いていることは、本規則制定当時の民事裁判手続において書証が重視され、目安札の段階で取上不取上を職権的に審査する訴権の厳格な吟味がなされていた手続規制の実情との関連からして、本規則の時効法としての機能を著しく減殺するものであった。⁽⁸⁾ 要するに制定当時の出訴期限規則は、取引法としても、時効法としても、来るべき民法典・民訴法典の完備をまつ間の応急の過渡的立法であり、その不完全性は覆うべくもないものがある。いわば将来の民法典における時効法の一般・原則規定の定立を予定した特別法（本規則制定に際してフランス民法の特別短期時効に拠ったこと自体が、本規則の特別法としての性格を当初から決定づけたものともいえよう）でありながら、民法典編纂が大幅

に遅れたことが、一般法、原則法のない特別法として、本規則の時効法としての性質を、はなはだ曖昧なものとしたと考えられる。

このように変則かつ不完全な出訴期限規則が、明治民法実施の時期まで唯一の実定的時効法として運用されたのは、一方においては、明治一〇年三月二六日司法省達丁第二七号による訴答文例の適用、同年四月五日司法省達丁第二九号による目安糺廃止等を中心とする裁判手続の改革、他方においては、同規則の運用をめぐる伺指令——とくに被告の援用をまっぴら出訴期限規則を適用すべきものとした明治一六年二月一九日司法省内訓第八八号——⁽¹⁾さらに解釈を通じて適用範囲の拡大をはかる各地裁判所および大審院判例の集積（さらにはそれに指導的影響を与えたボアソナードの法理論）等による裁判実務上の実践的法形成に負うものであった。⁽²⁾

しかしながら、このような同規則の合理的運用をはかる実務上の努力が重ねられていたにも拘らず、出訴期限規則に内蔵される時効法としての制度的限界——適用範囲の限定、期間の短期性、取得時効の欠落、援用・放棄、中断・停止等に関する明文規定の不備等——は、かなり早くから広く意識されていたところで、同規則に対する各方面からの強い批判を招来し、同規則の抜本的かつ早急な改正が要望され、多くの時効立法が試みられることとなった。以下にその動向を略述しよう。

- (1) 例えば梅謙次郎・民法要義卷之一（明治二九年版）三五六頁、富井政章・民法原論・総則（明治四一年版）五九七頁、近時においては北川善太郎・註釈民法(5)三一五頁、小林一俊・民法総則理由概要二八一頁等。
- (2) 近時解釈論として出訴期限規則の現行法に及ぼした影響を重視するものとして、柳沢秀吉「相続回復請求権の消滅時効」(名城法学二九卷一・二合併号五九頁以下)、「商事消滅時効」同上三〇卷四号一一五頁以下、「売買代金債権の消滅時効」同上三五卷三号二二頁以下が注目される。
- (3) 金田平一郎「明治前半期の民事責任法」法政研究一七卷一五七頁以下、中川善之助「法律史」九四頁、金沢理「明治初期に於ける消費貸借法の変遷」早稲田法学一〇卷八一頁以下、染野義信「わが国民民事訴訟法の近代化の過程」(菊井先生献呈論

集・上)五〇九頁以下等において、出訴期限規則の時効法としての理解・評価は論者によりかなり区々に分かれている。同規則の時効法としての性質については、民法典施行以前からすでに裁判実務や学説上議論のあったところで、この点に対する認識の違いが、第九議会の審議において政府委員の梅と特別委員会を構成する多数委員との論争を招来したことは後述する通りである。

(4) 明治六年九月三〇日「出訴期限規則被定ノ事」に関する司法省伺

金穀貸借ヲ始メ物品売買ヨリ其他各種ノ取引等ニ至ルマテ双方ノ情実ニ基キ便益ヲ共ニシ条約ヲ結ヒ信義ヲ固クスルヨリ起リシ事ニ付一旦条約ニ背キ信義ヲ破リタルトキハ其条約期限ヲ過候得ハ片時モ等閑ニ可捨置筋無之就テハ其出訴ノ期限モ其事理ニ基キ伸縮可有之処壬申第三百号御布令ニ金穀貸借之儀ハ期限後満五年ニ至ル迄一度モ不訴出者ハ裁判不及ト有之又明治六年第十号一月十三日ノ御布告但書ニハ不動産ニ属スル義ハ満五年ヲ過ルト雖トモ裁判可及ト有之加之売掛之儀辛未六月十二日ノ御布告ニハ五ヶ年ヲ過候テモ裁判及ヒ候訳ニ有之前後抵触シ權衡錯乱イタシ裁判所不都合ニ付今後各種貸借取引共総テ其情ニ基ツキ出訴ノ期限ヲ定メ候様致シ候間別紙ノ振合ヲ以テ御布告相成候様致シ度見込ニ有之候仍テ為御参酌此段相伺候也

明治六年九月三〇日の前記司法省伺には「御布告案文」として左の原案が別紙(司法省青一〇行野紙)添付されている(公文録・明治六年十一月司法省之部一・第八。案文は法制課の審査にかかり、文中×印は朱抹された箇所、括弧内の文字は同課の加えた訂正を示す。

金穀貸借ヲ始メトシ物品売買ヨリ其外種々ノ取引等ニ至ルマテ双方ノ者互ニ受取渡ノ期限ヲ定メ条約ヲ結ヒ置キタル処
(三)一方ノ者其条約ヲ破リタル時ハ早速裁判所へ出訴イタシ不苦候処延期ノ勸弁ヲ加へ出訴ヲ見合候者モ有之亦タ慈愛ノ人情ニテ尤ノ事ニ付早速出訴イタシ候トモ又ハ勸弁ヲ加へ候トモ人民ノ自由ニ任シ(七)出訴期限ノ法則不相定候処右延期勸弁中数多ノ歳月ヲ過去リ出訴致シ候時ハ貸方借方諸人証人ノ内死亡又ハ転住又ハ失踪等ノ者モ有之事理曖昧ニ立至リ裁判上不都合少候ニ付訴訟ノ事柄ニ因リ夫々出訴ノ期限ヲ定候条来明治六年十一月一日(掛紙)・六年十二月一日、掛紙(七)七年一月一日)ヨリ後ニ結ヒタル条約期限ニテ右出訴期限ヲ過去リ出訴セザル者ハ自分条約ヲ取消シタル者ト看做シ受取ルヘキ者ハ受取ル可キ權利ヲ失ヒ引渡ス可キ者ハ引渡スヘキ義務ヲ免レ候事ト相定メ候ニ付若シ出訴致シ候トモ取上ケ不致候事。此旨布告候事

出訴期限規則

第一条、第二条、第三条、第四条(いずれも布告正文——次注参照——と同一のため省略・筆者)

第五条 一従前取結ヒタル条約ニテ六年十月三十日(掛紙(一)・十一月三十日、掛紙(二)・十二月三十一日)以前ニ条約期限ノ切レタル事件ハ右明治六年十月三十日(掛紙(一)・十一月三十日、掛紙(二)・十二月三十一日)ヲ条約ノ期限ト看做スヘシ又従前取結ヒタル条約ニテ其期限ノ明治六年十一月一日(掛紙(一)・六年十二月一日、掛紙(二)・七年一月一日)後ニ及フ事一件ハ条約期限ノ切レタル翌日ヨリ第一条第二条第三条ノ種類ニ從ヒ出訴ノ期限ヲ起算致スヘキ事但明治五年壬申第三百号布告第三条ニ定メタル規則ハ格別ナリトス

右之通候事 明治六年九月三十日

本伺に対する法制課議案(六年一〇月五日・第一二五号・大政官朱一〇行野紙)は左の如くである。

別紙司法省伺訴訟期限之義ハ至当ニ相見候間御採用可然掛紙ノ通更正御発表相成可然存候也

御指令案 伺之趣第三百六十二号布告相成候事

(朱書) 但シ公布ハ司法省立案ノ儘一二掛紙更正ニテ差支無之ニ付略之 明治六年十一月八日

公文録所取の上記諸資料は、司法省の立案にかかる出訴期限規則が、その適用の時間的範囲について法制課の審議修正を経た後、六年布告第三六二号として公布されるに至る過程を示す。

(5) 太政官布告明治六年第三六二号

金穀貸借ヲ始メトシ物品売買ヨリ其外種々ノ取引等ニ至ルマテ双方ノ者互ニ受取渡ノ期限ヲ定メ条約ヲ結ヒ置キタルニ一方ノ者其条約ヲ破リタル時ハ早速裁判所ヘ出訴イタシ不苦候処延期ノ勘弁ヲ加ヘ出訴見合候者モ有之是亦タ慈愛ノ人情ニテ尤ノ事ニ付早速出訴イタシ候トモ又ハ勘弁ヲ加ヘ候トモ人民ノ自由ニ任セ出訴期限ノ法則ニ相定候処右延期勘弁中数多ノ歳月ヲ過去リ出訴致シ候時ハ貸方借方諸人証人ノ内死亡又ハ転住又ハ失踪等ノ者モ有之事理曖昧ニ立至リ裁判上不都合不少候ニ付訴訟ノ事柄ニ因リ夫々出訴ノ期限ヲ定候条来明治七年一月一日ヨリ後ニ結ヒタル条約期限ニテ右出訴期限ヲ過去リ出訴セサル者ハ自分条約ヲ取消シタル者ト看做シ受取ルヘキ者ハ受取ヘキ権利ヲ失ヒ引渡スヘキ者ハ引渡スヘキ義務ヲ免レ候事ト相定メ候ニ付若シ出訴致シ候トモ取上不致候此旨布告候事

出訴期限規則

第一条

- 一 学芸ノ授業料
- 一 旅籠料
- 一 運送賃

一 飲食料

第三條

一 手附金

一 期限ヲ定メタル貸附米金及ヒ利息アレハ其利息

一 商人互ノ売掛金

一 期限ヲ定メタル預米金及ヒ利息アレハ其利息

一 職人ノ手間代金

一 家屋及ヒ土地ノ借賃

一 日雇人ノ給料

一 小作米金

一 請負金

一 証拠金

一 芝居等ノ木戸錢又ハ棧敷錢等

一 敷金

一 男女芸者ノ揚代金

一 物品ノ借賃又ハ損料

一 醫師ノ診診料及ヒ藥料

一 養育料

一 授業師ヨリ門弟ニ給与シタル飲食料

一 七個年期マテノ奉公人給料

一 商人ヨリ商人ニ非サル者ヘノ売掛代金

一 期限ナキ年金及ヒ一生涯ノ年金

一 一個年期マテノ奉公人給料

右ハ五個年限

右ハ一個年限

一 條約証書中期限ナキ者ハ出訴ノ日ヲ期限ト看做シ候故何時
出訴致シ候テモ苦カラサル事

第五條

一 従前取結ヒタル條約ニテ明治六年十二月三十一日以前ニ條約期限ノ切レタル事件ハ右明治六年十二月三十一日ヲ条

約ノ期限ト看做スヘシ又従前取結ヒタル條約ニテ其期限ノ明治七年一月一日後ニ及フ事件ハ條約期限ノ切レタル翌日

ヨリ第一條第二條第三條ノ種類ニ從ヒ出訴ノ期限ヲ起算致スヘキ事

但明治五年壬申第三百号布告第三條ニ定メタル規則ハ格別ナリトス

(6) 石井良助「民事時効規則と期満効規則について」民法典の編纂一二七頁は、この規則前文に、権利を失い、義務を免れると期定しながら「出訴致シ候トモ取上ノ不致候」として訴訟の不受理を規定している文章は前後撞着していると評される。この点にも、近代時効法と取上ノ不取上の職権的審査という旧来の訴訟手続との過渡的立法である出訴期限規則の歴史的特質が、見出されるであらう。

(7) 規則一条所掲の木戸銭・棧敷銭・芸者揚代金等は、旧制の仲間事あるいはそれに類する種目であり、手附金・請負金・手間代金や三条所掲の貸附米金・預米金・小作料・証拠金・敷金・物品借賃損料等は、同様に旧制の金公事・本公事以来の旧慣を顧慮したものと思われる（江戸期における各種債権と各公事・仲間事への分属については、金田平一郎・近世債権法四四頁以下、同・特別民事訴訟法（一）三〇頁以下、小早川欣吾・近世民事訴訟制度の研究四二〇、五二九頁以下参照。金公事・本公事の区別とともに仲間事不受理の原則が、明治初頭の法制に残存したことについては、金田・我近世法上の「仲間事」国家学雑誌四六巻七七頁以下参照）。これに対して、一条所掲の授業料・旅籠料・飲食料・日雇人給料、二条所掲の診薬料・飲食料・売掛代金等の各種目や売掛金を商人相互のものと商人より非商人に対するものとで区別する規制（一一二条）等は、おそらくフランス民法二二七一、二二七二、二二七七各条の影響と推測される。出訴期限規則の成立に、いかなる外国法が影響を及ぼしたかについては学説の争いがあるが、その詳細については、拙著・出訴期限規則略史七二頁以下参照。

(8) 出訴期限規則に明文がない訴訟費用の請求については、規則一条の六ヶ月の期限を適用すべき旨の指令（明治八年一月一日静岡県伺に対する指令・民事概要・乙五八四）があり、大審院明治一三年三月二三日判決（明治前期大審院民事判決録（六八九）もこれを踏襲する。

裁判執行の出訴期限については、明治一一年三月一日司法省達丁第九号により、規則三条の五年とする旨が達せられている（民事要録・戊（四）四二）。

売買目的物の引渡請求については動揺が見られ、「売掛金反対」として規則一、二条の適用を指令した例（明治七年一月八日、同年同月一二日、同年一二月二〇日、八年六月三日等各指令・民事要録・甲三〇三、六八三、丙一八二）に対して、これを否定的に解する大審院判例（大判明治一四年六月二九日・明治前期大審院民事判決録（七一三）一、大判明治一六年六月一日・同上（九）一五六）が対立している。

売掛金と貸借と双方に解しうる余地のある事例について、司法省は貸金として規則三条の五年を適用すべき旨を指令しているが（明治八年五月二八日、同年六月二日、三日の各指令・民事要録・丙一七八、一八一、一八三）、このことは、売掛金について六ヶ月、一年という短期を定めたことが出訴期限規則の難点として批判された事実に関連して、注目される実務対処である。後出注（13）参照。

(9) 赃物返還の請求および損害賠償の請求（不法行為）については、「出訴期限規則ニ因ルコトナク何時訴出ルモ訴権ヲ失ハサルヘシ」とする明治一五年四月一五日の司法省内訓が出されている。これはその理由として、「追テ民法ノ創定アル迄ハ現今行フ所ノ民事ノ規則ニ依ルヘキハ伺ノ通ナレトモ出訴期限規則ハ人民相互ノ契約ヨリ起ル出訴ノ期限ヲ規定セラレタルモノ

ニシテ犯罪ヨリ生スル訴権ノコトヲ規定セラレタルモノニ非サルヲ以テ民法ノ創定アル迄ハ先例ニ因リ暫ク無期限ノモノト為ササルヲ得ス」と説く。富岡門前警察署編纂・治罪法令訓集二頁以下。

これに対し、取引上の債務不履行による損害賠償請求すなわち「人民商業取引上ニ付キ相手方ノ者不信不実ノ所業有之ヨリ損害ヲ被リタル償ヲ需ムルノ出訴期限」については、「契約ノ種類ニ因リ出訴期限規則ニ照準可致事」とする指令がなされている。明治一〇年一〇月一六日指令・司法省指令録民事部第二八号二九頁。

(10) 目安札の制度については、石井良助「目安札・相對済令および仲間事——近世債権法と民事訴訟法の接点」菊井先生獻呈論文集(上)所取四九頁以下、この制度と出訴期限規則の運用との関連性については、石井・前掲「民事時効規則と期満効規則について」一二七頁以下、拙著・出訴期限規則略史一二二頁以下参照。

(11) 司法省内訓明治一六年第八九八号

大審院
裁判所

明治六年第三百六十二号布告出訴期限ノ儀ニ付別紙ノ通弘前始審裁判所ヨリ請訓有之候処抑出訴期限ノ設アル所以ハ歳時ノ經久ニ由リテ証拠隠滅シ事理曖昧ニ帰シ裁判実ヲ失スルノ恐アルヲ以テ其詞訟ノ種類ニ依リ一定ノ期限ヲ過クルモノハ裁判セサルト云フニ在リ然レトモ事理果シテ曖昧ニ帰スルカ否ハ被告ノ答弁ヲ俟ツニアラサレハ予知スルヲ得ヘカラス故ニ其答弁ヲ俟チ義務消散シタル旨申立テ前段場合ニ際スルニ至リ該法ヲ適用スヘキ者ニ付朱書ノ如ク内訓候条為心得此旨及内訓候事

明治十六年二月十九日

司法卿 大木 喬任

この内訓により、出訴期限規則は、被告の採用をまわって適用される旨の統一解釈が、司法省・大審院以下各裁判所を通じて成立したものと理解してよいであろう。本内訓の発せられた経緯については、拙著・出訴期限規則略史二〇一頁以下、拙稿「明治一八年司法省民事期満効規則草案と出訴期限規則改正の動向」法研四六卷二号一二二頁以下参照。

(12) そのほか放棄、中断、停止等についても、目安札廃止後に各地の裁判所から伺に對する司法省指令を通じて、次第にこれを広く認める解釈が定着してゆく過程については、拙著・前掲略史一六三頁以下参照。明治二八年四月大蔵省議決定「會計法ノ時効ニ関スル件」(河野一之編・官庁會計実務要覽八八頁所収)は、會計法(明治二年)一八、一九条の定める五年の

時効(期満免除)に「一般法ニ於ケル時効中断」および「停止」の適用がある旨を定めたものであるが、これを次のように説明している。

中断ノ原因

一 会計法第十八条及第十九条ニ依リ支出又ハ支払ノ請求及納入告知ノ時効中断ノ効力ヲ生スルニハ各債務者又ハ其正当代理者ニ達スルヲ必要トス

二 一般法ニ於ケル時効中断ノ原因

成文ニ依リ慣習ニ依リ又ハ條理ニヨリ今日裁判例ノ明ニ認ムル中断ノ原因ハ(イ)出訴(ロ)自認ノ二トス仕私命令ノ申請ヲ為シ引継キ請求スルトキハ仕私命令申請ヲ以テ時効中断ト認ムルコトモ疑ナキカ如シ此他明白ナル判決例ナシ時効中断ノ原因生スルトキハ其以前ニ経過シタル時日ハ全ク無効トナルヘク又此ノ原因ノ起リテヨリ止ムニ至ルマテ警ハ訴ヲ起シテヨリ訴ノ止ムマテノ間ハ時効進行セルヘク即チ時効ハ中断ノ原因ノ止ムテヨリ更ニ進行ヲ始ムヘシ故ニ五年ノ満前毎ニ中断行為アレハ債権ハ永久喪失スルコトナシ

停止ノ原因

現時ノ一般法ニ於テ時効ノ進行停止サル場合ハ大要左ノ如シ

一 条件附義務ナレハ条件ノ成就スルマテ

二 期限附義務ナレハ期限ノ到着スルマテ

三 明治八年第六号布告ニ依リ裁判所ノ裏書ヲ得タル債権ニ付テハ最長期三十六ヶ月間(布告第四条)

四 明治七年司法省第二十三号達ニ依リ証文ニ裏書ヲ得タル債権ニ付テハ身代持直シマテ

右ハ時効ヲ停止スルコト疑ナキモノナリ時効停止セラル、トキハ其間ノ時日ハ時効期間中ニ算入セス其前後ノ時日ヲ通算シテ五ヶ年ヲ定ムルモノトス

ここに「一般法」とは「成文ニ依リ慣習ニ依リ又ハ條理ニ依リ今日裁判例ノ明ニ認ムル」ものとされているが、二八年當時の出訴期限規則の運用をうかがわせる記述として注目される。

(13) 福島正夫「財産法」(法体制準備期・日本近代法発達史一)二三、二七頁は、明治一七年農商務省「第一回興業意見」における出訴期限規則批判(商人互の売掛金を六ヶ月とする規定と慣行との衝突)を指摘され、石井・前掲「民事時効規則」一三〇頁以下は、博士の紹介された「民事時効規則改定之義ニ付請議」における時効援用の制度の明文化の必要が、前記売掛金の期間延長の問題とならんで、當時の出訴期限規則の改正点であったことを論証される。

当時の各方面からの諸批判と改正の要望については拙著・前掲略史二六五頁参照、とくに質地出訴期限の問題をめぐる太政官——参事院と司法省との論争が、司法省における新たな時効立法の機縁となった点については、拙稿「明治一八年草案」二五頁以下参照。

三 各種時効法草案における時効期間

上に述べたような出訴期限規則の時効法としての特殊性ないし不完全性は、次第に広く認識されるに至り、より一般的かつ合理的な時効法を定立しようとする作業が、あるいは法典編纂の一環として、あるいは独立した単行法の立案として、明治二九年現行民法典の成立にまで、積み重ねられてゆく。

この間に成稿をみた時効法草案は、かなり多数あると思われるが、現在までに判明しているものを成稿年代順にあげれば次の通りである。

- (イ) 改刪未定本民法草案——あるいは本草案を修正したと推測される皇国民法仮規則草案第二〇四七条以下 (明治五年)⁽¹⁾
- (ロ) 明治一一年民法草案第一七六二条以下 (明治一一年)⁽²⁾
- (ハ) 「期滿得免法則」草案 (明治一一一三年?)⁽³⁾
- (ニ) 明治一三年元老院訴訟法草案第一三三條以下 (明治一三年)⁽⁴⁾
- (ホ) 明治一八年司法省「民事期滿効規則」草案 (明治一八年)⁽⁵⁾
- (ヘ) 明治一八年司法省「民事時効規則」草案 (明治一九年一月)⁽⁶⁾
- (ト) 明治一九年法制局「期滿効規則」草案 (明治一九年五月)⁽⁷⁾
- (チ) 明治二三年民法 (旧民法) 証拠編第八九條以下 (明治二三年)⁽⁸⁾

このうち(イ)(ロ)(ハ)は総合的民法典編纂の一環として、(ニ)は訴訟法典の一部として、残る(ホ)(ヘ)(ト)は単行法として時効

立法の試みがなされたものである。(v)「民事時効規則」と(vi)「期満効規則」とは、石井良助博士により、出訴期限規則の改善を意図した時効法草案として近時紹介されたもので、前者は司法大臣より明治一九年一月一日に内閣総理大臣に提出されたものであり、後者は、前者を修正して明治一九年五月に法制局三部聯合會議案として作成されたものである。筆者がかつて紹介した(vii)「民事期満効規則」は、司法省において明治一八年頃成稿したと推測される草案であるが、起案がともに司法省で行われ、完成時期が接着しており、文言・内容が極めて類似共通しているところより、おそらく(viii)「民事期満効規則」は(v)「民事時効規則」の司法省における原案であり、(ix)「期満効規則」は、法制局において、さらにこれを修正したものと推測される。(x)「(v)は一連の連続した単行時効法立法作業ということができよう。

これらの各時効法草案は、それぞれに規制内容に特色があり、起案の事情、草案相互の関連性には未だ不明なところが多いもので、その詳細な検討は今後の研究にまっほかはないが、ここでは消滅時効の期間とそれに対応する債権の種目に視点を限定して、明治民法典に至る間の立法の趨勢を考察しよう。

(イ)改削未定本民法草案（括弧内の数字は該当するフランス民法典―本草案成立当時の旧規定―の条文を示す）

原則・三〇年〓二〇七〇条（二二六二）

特則 a・五年〓二〇八一一条（二二七七―年金・養料・家屋土地賃貸・利息等）、二〇八〇条（二二七六―代書人・代書人の書類返還）

同 b・二年〓二〇七八条（二二七二―商人の非商人に対する売買代金）、二〇七九条（二二七三―代言人・代書人の費用・報酬、但し訴訟未了の場合は五年）

同 c・一年〓二〇七七条（二二七一、二二七二―学芸授業料、旅宿飲食費、勞務者給料、診薬料、雇人給料）

同 d・一〇年〓二〇七六条（二二七〇―建築者、請負人の担保責任）

本草案の時効規定は、フランス民法の該当各条との対比から明らかなように、期間と債権種目とはフランス民法の引き写しといえるほど酷似している(この点は、次の明治一一年民法も同様)。ただしフランス民法(および出訴期限規則)の最短期間である六ヶ月の期間を採用せず、一年を最短期間として、フランス民法二二七一(六ヶ月)、二二七二(一年)各条所掲の項目を一括規定した草案二〇七七条や、非商人の売買代金をフランス民法二二七二条(旧規定一年)に反して二年に延長した草案二〇七八条には独自の工夫がみられる。

(四) 明治一一年民法草案

原則・三〇年〓一八〇六条(二二六二)

特則 a・五年〓一八一六条(二二七七)

同 b・二年〓一八一四(二二七三)

同 c・一年〓一八一三(二二七二)

同 d・六ヶ月〓一八一二(二二七一)

同 e・一〇年〓一八一一条(二二七〇)

本草案は、さきの改訂未定本民法と異なる点として、一七六二条に「期満得免トハ——所有ヲ得又ハ——義務ヲ免レタリト為ス法律上ノ思量ヲ云フ」(傍点・筆者)として時効を法的推定と定義し、また一七六六条において「期満得免ハ之ヲ得タル者ノ申述アルニ非サレハ其効ヲ生ス可カラス」として時効の援用をはじめて明文をもって規定した点が注目に値するが、規制の内容は依然としてフランス民法の直輸入であり、とくに非商人への売掛代金を一年とし(二八一三条、六ヶ月の最短期をフランス民法二二七一条そのままに継受する(一八二条など改訂未定本民法にみられた期間の配慮は、本草案には認められない(一八一四条では訴訟未了の事件についての五年の特則がなくなっている点)、フランス民法二二三条と異なる)。

(イ)「期満得免法則」草案

原則・二〇年¹¹三五条

特則 a・五年¹²四三条 (二二七七)

同 b・二年¹³四一条 (二二七三)

同 c・一年¹⁴四〇条 (二二七二)

同 d・六ヶ月¹⁵三九条 (二二七一)

本草案は、その三五条において原則期間を期満所得・期満免除を通じて二〇年と定めたこと、また三六条において正権限・善意の不動産占有者の期満所得期間を、所有者の居住地に関係なく、一律に一〇年と定めたこと等の点で、従来の素朴なフランス民法の継受を脱した独自の規制を設けていることが注目される。これらの規制内容は、のちの明治民法典の時効立法に先駆するものとして興味深いものがある。¹⁰これに対し、本草案の規定する五年以下の短期時効の特則は、明治一一年民法草案と大差がない。¹¹

本草案が、何故にフランス民法の三〇年時効期間を採用せずに、二〇年の原則期間を定めたかは、不明である。後述するポアソナードの期間短縮の意見の影響があったのかも知れない。¹²

(ニ)明治一三年元老院訴訟法草案（起訴期限）

a・一年¹⁶一四条（文書ヲ以テ為ササル契約、署名捺印セサル文書ノ契約）

b・五年¹⁷一五条（動産取戻、署名捺印セル文書ノ契約、損失要償、家督若クハ遺物相続）

c・二〇年¹⁸一六条（不動産取戻、水陸境界）

本草案は、一年・五年・二〇年という期間を起訴要件として構成し、所定期間を経過した訴を「受理セス」(二三条)と規定する。

本草案は、民法典ではなく訴訟法典の中に時効をくみ入れた点——実体法と手続法との結合ないし未分離——、また一年・五年・二〇年という期間をフランス民法より採りながら、それに対応する訴の種目が英法のリミテイション *Limitation* における訴の分類に類似し、わが国の出訴期限規則や従来のフランス民法系の諸草案とは異質な点で、独特な時効立法である⁽¹³⁾。本草案の原案の付記よりして、一年期間がフランス民法二二七一条、五年期間が同民法二二七七条から採られたことは明らかである⁽¹⁴⁾。これに対して本草案の二〇年期間は、フランス民法二二六五条所定の、所有者が不動産所在地の控訴院管轄外に居住する場合の取得時効期間である二〇年と、英法上の不動産回復請求訴訟の二〇年の出訴期限とを参考して定められたものと推測される。いわば仏英両時効法の接点として、ここに二〇年期間が出現していることは、注目されてよいであろう。

(外)司法省「民事期満効規則」草案

原則・三〇年〓二九条

特則 a・一〇年〓三〇条 (請負金、保証金・敷金、商人互ニ売買セシ商品引渡・代金・費用、運漕賃)

同 b・五年〓三一一条 (貸付金ノ利息・貸付消耗品ノ利息、動産不動産ノ貸賃・小作米金、養料、年金、一年毎・一年ヨリ短キキ

限毎ニ払フ金穀、精算)

同 c・三年〓三二条 (手形ノ払渡、一年期以上ノ雇人給料、診察料・薬料、使丁賃金、代言人代書人謝金、鑑定人謝金、訴訟費用、損害賠償、手附金)

同 d・一年〓三三条 (授業師ヨリ給シタル飲食料・学芸授業料、下宿料、商人ヨリ常人ニ対スル売掛代金、一年期又ハ一年期以

下ノ雇人給料)

同 e・六ヶ月〓三四条 (運送賃、旅籠料、飲食店ノ飲食料、貸席料、職工・日雇人給料)

本草案は、これに添付された「期満効規則を草スル理由ノ大意」が従来の出訴期限規則の「不完全ノ所」として、

商人互の売掛金、運漕賃の六ヶ月、貸金の五年という期限、援用や期満獲得の条項を欠く点をあげているところからも明らかなように、出訴期限規則の全面的改正を意図して起案されたものである。⁽¹⁵⁾ 本草案では、運漕営業者の運漕賃、手形、訴訟費用、損害賠償等の新項目の設置によって従来の出訴期限規則の適用範囲の拡大をはかりながら、六ヶ月・一年・五年という出訴期限規則の期間区分に、あらたに一〇年と三年の期間を加え、項目の配置を修正している。とくに従前から問題となっていた商人互の売掛金および商品引渡、また運漕営業者の商人のためにする運漕賃あるいは請負金が、今までの六ヶ月（出訴期限規則一条）から新設の一〇年に延長されたこと（三〇条）、損害賠償が三年と規定されたこと（三二条）、質物の被担保債権が質物取戻まで期満免除にかからない旨が規定されたこと（二八条）⁽¹⁶⁾等の諸点が、本草案の特徴的規制として注目される。

（シ）司法省「民事時効規則」草案

原則・二〇年〓二七条

特則 a・一〇年〓二八条（民事期満効規則三〇条）

同 b・五年〓二九条（同上三一）

同 c・三年〓三〇条（同上三二）

同 d・一年〓三一一条（同上三三）

同 e・六ヶ月〓三二条（同上三四）

本草案は、前掲「民事期満効規則」を修正したものと推測され、後者における「期満効」を「時効」、「期満獲得」を「所得時効」、「期満免除」を「免除時効」というように表現をかえ、規制内容に多少の変更を加えたほかは、特則期間・規制種目等について彼此共通するところが著しい。⁽¹⁷⁾ 但し、民事時効規則二七条が、免除時効の原則期間を二〇年に短縮した点は、原案に対する重大な修正といえるであろう。⁽¹⁸⁾

(4) 法制局「期満効規則」草案

原則・三〇年⁽¹⁾二三条

特則 a・五年⁽²⁾二四条(請負金、保証金・敷金、商人互ノ売買商品引渡・代金・費用、商人ヨリ運送營業者ニ支払フ運送賃、貸付金穀ノ利息、動産不動産ノ賃貸・小作米金、養料、年金、一年以下期間ノ金穀、一年以上ノ期限ノ雇人給料、損害賠償)

同 b・三年⁽³⁾二五条(授業料・門弟ノ飲食料、診察料・薬料、公証人謝金、訴訟入費、鑑定人謝金、代言人謝金、使丁賃金、手形払渡、手附金、商人ヨリ非商人ニ対スル売掛代金、非商人ヨリ運送營業者ニ払フ運送賃、下宿料、一年未滿ノ期限ノ雇人給料)

同 c・一年⁽⁴⁾二六条(旅籠料、飲食店飲食料、席賃料、衣類夜具損料、職工・芸人・日雇人・期限を定めない雇人の賃金)

司法大臣より明治一九年一月一五日に内閣総理大臣に提出請議された前掲「民事時効規則」は、法制局においてさらに審査修正をうけ、明治一九年五月七日法制局三部聯合會議案「期満効規則」として成稿をみる。

本草案では、「民事時効規則」における「時効」・「免除時効」等の名称が、「期満効」・「期満免除」等の「民事期満効規則」の用語例(但し同規則での期満獲得が、本草案では期満⁽⁵⁾有)にもどし、定義規定を変更したほか、消滅時効において三〇年原則をとりつつ特則の一〇年期間と六ヶ月期間とを廃止し、債権の種目と期間配分を多少修正している⁽⁶⁾。

すなわち本草案は、民事期満効規則や民事時効規則が新設した一〇年期間の特則を廃して、両規則が一〇年と五年とに分属させた項目を五年期間に一括規定するとともに、両規則が三年と一年とに分属させた項目を三年期間にまとめ、さらに従前六ヶ月の期間に該る項目を一年期間と延長修正したものである。三〇年原則をとりながら、特則を五年、三年、一年に整理し、全体として出訴期限規則所定の期間延長をはかる点に、本草案の特色が認められる。

ともあれ、上記(4)(5)という一連の立法過程において、二〇年の原則と一〇年の特則とが試みられている事実は、注目されてよいであろう。

「出訴期限規則の実施という情況下に、明治初年より進行し来たった時効立法法の概況は、以上に述べたようなものであった。以下においては、現行民法典に接着する旧民法の時効立法と、法典調査会によるその修正の過程を考察しよう。

(1) 拙著・出訴期限規則略史附録・明治前期時効立法関係資料三六八頁以下参照。改訂未定本民法を修正したものと推測されている皇国民法仮規則は、利谷信義・日本近代法史研究資料集・第一に覆刻紹介されているが、同規則第二〇四七条以下の「満期ノ權」に関する規定は、改訂未定本民法と同一である。

本草案は、出訴期限規則の制定に先立って成稿しているものであるが、全体の時効法の構成は、フランス民法の模倣に近く、わが国の旧規・慣行の影響は稀薄である。但し出訴期限規則と同様に、時効の援用に関する規定を欠いている点は、それ以後の時効法草案と異なるもので、これは当時の目安札という訴権職權審査の制度下にあったわが訴訟手続との関連から、興味ある事実といえよう。また本草案が、フランス民法の六ヶ月期間を採らなかった点は、出訴期限規則と対照的である。

(2) 拙著・前掲略史三七二頁以下。

(3) 同上二八八頁以下。国学院大学・梧陰文書所収。本草案は、おそらく内務省において明治一一年から一三年の間に完成したものと推測される。

(4) 元老院訴訟法草案は、手塚豊・伊東乾「明治十三年の元老院訴訟法草案」法研二二巻二・三合併号六一頁以下に覆刻紹介されている。その時効立法としての意味については、拙著・前掲略史三〇六頁以下参照。

(5) 拙稿・前掲「明治一八年司法省民事期満効規則草案」五頁以下。

(6) 石井・前掲「民事時効規則」一三四頁以下。

(7) 同上二四一頁以下。

(8) 拙著・前掲略史四〇四頁以下。旧民法証拠編は、確定案に至るまで数種の草案を経るが、時効期間の点で大きな変化はないので、本稿では確定条文に拠る。

(9) 明治一八年三月一四日「司法省民法局長ヨリ参事院法制部へ照会」に「出訴期限規則改正案ハ民事期満効規則ト題シ今般上申相成候」(傍点・筆者)(公文録・司法省六月第一・明治十八年本文四丁)とあり、司法省処務報告書・明治一八年・一〇三頁以下に「三月民事時効規則草案ヲ草シ出訴期限規則ヲ改定セラレシコトヲ上申ス」(傍点・筆者)とあるのは、「民事期満効

規則」が司法省内で明治一八年三月頃に起草され、その確定案の段階で「民事時効規則」と改称され、それが法制局の修正で「期満効規則」に改められた経緯を示すものであろうか。

(10) 本草案が一条において「期満得免トハ——所有ヲ得又ハ義務ヲ免ルルヲ云フ」と時効を定義しているのは、明治一一年民法草案が時効を「思量」(推定)と定義しているのと立場を異にする。また三六条において不動産の正権限・善意占有者の取得時効期間を真の所有者の居住地に関係なく一律に一〇年と定めている点(これは、おそらくポアソナードのフランス民法批判の影響であろう。ポアソナード「仏国民法期満得免篇講義」七六頁参照)は、従前の時効法草案より進歩した立法と評価できらる。

(11) 本草案が、本文にあげた差異を除いて、かなり多くの点で明治一一年民法草案と類似・共通するところがあり、両草案の間に何等かの関連性が推測されることについては、拙著・略史二九八頁以下。

(12) 後述ポアソナードの司法省民法会議における講義、性法講義の記述等参照。

(13) 本草案の時効規定は、各個の訴ごとに期間が配分されており、原則・特則という区別は立てられていない。この取扱は、イギリス法の Limitation が各個の action ごとに定められていることと共通する。本草案所掲の訴の項目は、イギリス普通法における単純契約・私犯の六年 (Limitation Act 1623)・捺印契約の二〇年 (Civil Procedure Act 1833)・土地上の権利・動産にわたる二二年 (Real Property Limitation Act 1874)・土地回復訴訟の二〇年 (Real Property Limitation Act 1833)等の区分に共通していることが注目される。Franks, Limitation of Actions, 1959, p. 17.

(14) 本草案の原案については、拙著・略史三一四頁以下参照。原案一六条は「創民法二〇巻中」と記すのみで該当条文を挙げていない。

(15) 「我國ニ於テモ夙ニ出訴期限規則ナルモノヲ制定布告セラレタルモ爾來時勢變遷今日ニ在テハ不完全ノ所尠シトセス例ヘハ該規則中ニハ商人互ノ売掛代金又ハ運漕賃ヲ六ヶ月ノ期限ニ置キ貸金ヲ五ヶ年ノ期限ニ列シタルカ如キ是レナリ加之該規則ニ期限ヲ過キ出訴スルモノハ取上サル旨ノ明文アルヲ以テ裁判官訴訟人ノ申立サル出訴期限ヲ適施スルノ憂アリ又該規則ニハ期満獲得ノ条項コレナキニ依リ物件ノ占有者ハ何年ノ久キヲ經過スルモ之ヲ旧持主に返還セシメサルヲ得然ルトキハ歳月経久ノ間動モスレハ証拠ノ湮滅ヲ致シ裁判事失フノ恐少カラス」拙稿・前掲「民事期満効規則」一〇頁以下。

本草案における各期間と規制種目が出訴期限規則と密接な関連があることは、本草案およびその修正案である明治一九年司法省「民事時効規則」の特色をなす。また両草案がいずれも、時効を「権利ノ獲得(所得)又ハ義務ノ免除ヲ証スル方法」(両草案一条)と定義して、推定としての時効観を表明している点も、さきの明治一一年民法草案や後の旧民法証拠編の時効定義

と共通する点として興味あるところである。

(16) 本草案起案に關連する質地出訴期限の問題については、拙稿・前掲「民事期満効規則」二〇頁以下参照。

(17) 前掲「民事期満効規則」草案には、原文にボアソナードによる意見・添削が注記されているほか、朱抹された条項があるが、「民事時効規則」では、これらの個所が修正されているところが多く（例えば「民事期満効」三、一三条の削除、一六条の修正等）、多少の内容的変更（例・「民事期満効」一八・二四・三四条等）を加えて、「民事期満効規則」の条項が「民事時効規則」に転記されている。

(18) 消滅時効については「民事期満効規則」二九条の三〇年期間が「民事時効規則」二七条で二〇年に改められているのに対し、取得時効については、「民事期満効規則」一四条「民事時効規則」一二条がともに原則を三〇年としながら、正権限・善意の不動産占有者の期間が一五年（一五条）とするのに対して、後者が一〇年（一三条）と短縮している点が注目される。

(19) 「民事期満効規則」や「民事時効法規則」が前述のように時効を推定と定義しているのに対し、「期満効規則」は「権利ヲ得ルコト」また「義務ヲ免ルコト」（一条）と規定する。

石井博士は、本草案において「期満効」・「期満得有」・「期満免除」という用語法に変わったのは、この方が時効・所得時効・免除時効よりも誤解を生ずることが少ないとの配慮からであつたらうと推測される（石井・前掲書一三三頁）。

(20) 取得時効については、本草案は三〇年期間を原則とし（一二条）、正権限・善意の不動産占有者の期間を一〇年とするから（一三条）、この点は民事期満効規則（一五条）を修正した民事時効規則（一三条）の規制を維持している。

そのほか時効停止事由に「従軍中の軍人・軍属」を加え（一八条）、「官ノ公証アル不動産」に期満得有なしとし（二一条）、一年時効の対象に「衣類・衣具損料」を加え（二六条）、中断事由に義務者の承認を明定（三〇条）した等は、本草案の段階での新設規定である。

四 旧民法の時効立法と法典調査会案

明治二三年民法、いわゆる旧民法の証拠編第二部における時効法の定立と、同民法の施行延期後に発足した法典調査会によるその修正案、すなわち明治民法の原案の完成によって、現行時効法の立法作業は、その最終段階に入るこ

となる。ここでは、時効を含む財産法全般について旧民法の編纂を指導したポアソナードの時効理論と、これに対する批判的立場から、法典調査会案における時効の部分の起案を担当した梅謙次郎の所説に注目する必要がある。とくに梅の発言は、法典調査会案を最後に修正した第九議會衆議院の民法審議に影響を与えた点で、重要な意味をもつことになる。

まず、両立法の時効期間と債権種目との構成を対比すると、次のようになる。

旧民法証拠編

原則・三〇年証拠論一五〇、一五二、一五五、一六三各条。

特別 a・五年証一五六条（金額填補、遅延利息、年金、養料・恩給、借家・借地賃、果実・日用品給与額、教師其他使用人等一ケ年毎ノ謝金・給料・一ケ年毎又ハ更ニ短期ノ金額・有価物ニ係ル債務）

同 b・三年証一五七条（診藥料、一ケ年未滿一ケ月以上ノ時期ヲ以テ定メタル謝金・給料、技師・工匠等の訴権、不動産ニ関スル請負人ノ訴権）、一六二条（書記・弁護士・公証人・執達吏ノ書類ニ関スル責任）

同 c・二年証一五八条（公証人・弁護士・執達吏等職務上ノ訴権）

同 d・一年証一五九条（非商人ニ為シタル日用品、衣服其他動産物ノ卸売商人又ハ小売商人ノ訴権但商人又ハ工業人ニ為シタル供給ト雖モ其者ノ商業又ハ工業ニ関セサル場合ニ於テハ亦同シ）、「右ノ區別ヲ以テ」居職ノ職工・製造人ノ訴権、校長・塾主・師匠・親方ノ訴権）

同 e・六ケ月証一六〇条（一ケ月以内ノ時期ヲ以テ定メタル教師・使用人等ノ謝金・給料、旅店・料理店主人ノ訴権、日雇・月雇ノ職工・勞力者ノ給料等）

すなわち旧民法証拠編の時効規制は、時効期間の区分に関する限りは、ほぼフランス民法に倣うもので、三年の短期特則を新設したほかは、伝統的な三〇年時効を原則として採用しており（ただし不動産の取得時効については、一四〇条において、不動産所在地によるフランス民法二二六五条の區別を廢して一律に一五年とする）、短期時効については、五年、

二年、一年、六ヶ月の特則を承継して、これに分属する債権の配置・項目に多少の修正を加えたものである（三年期間の対象である診料・薬料等は、フランス民法二七二条の一年（現行法は二年）を延長し、技師・工匠・請負人等の債権は同二七〇条の一〇年を短縮し、書記・弁護士・公証人等の責任については、同二七六条の五年を短縮し、執達吏の責任は同条の二年を延長）。

時効は権利取得・義務免責の法律上の推定であるという、ポアソナードの年来の主張は、「時効ハ時ノ効力ト法律ニ定メタル其他ノ条件トヲ以テスル取得又ハ免責ノ法律上ノ推定ナリ」とする証拠編八九条の定義規定に表明されることになり、その論理に従って、同九六条二項は「時効ヲ援用スル当時併セテ正当ノ取得又ハ免責ナキコトヲ追認スル者ハ時効ヲ拋棄シタリト看做ス」ものと規定する。さらにフランス民法の短期時効の弁済推定の特質に対応した二七四条二項の債務承認書、二七五条の宣誓要求の規定が、証拠編一六三条の追認書等、一六一条の自白に修正⁽³⁾受されている。

ポアソナードは、来朝直後の司法省内の民法会議において、フランス民法の時効を概説した個所で、「日本ノ如キ火事多キ国ニテハ猶更期満得免ハ短カク為シテ可ナリ十年許に立ツヘキナリ」と説いており、その後の性法講義の中⁽⁴⁾でも、善意・正権限の有無により三〇年と一〇年に期間を分けるフランス民法の取得時効を批判して「長キニ過キ或ハ短キニ過キサル（譬ヘ二十年）齊一ノ期限ヲ定メ」るべきことを提案しているから立法論としては、フランス民法の三〇年の原則期間に対しては疑問を持っていたようである。とくに火災が多いという、当時の日本の国情に着目した期間短縮は、パリ・コミュニケーションの戦火をみずから経験した彼の体験的発言として興味深いものがある。しかしながら、旧民法証拠論においては、フランス民法流の三〇年の原則期間が維持され、出訴期限規則の実施上問題の多かつた六ヶ月の短期間も承継されたことは前述の通りである。ただし、非商人に対する卸売商人・小売商人の債権は当時⁽⁷⁾のフランス民法二七二条に準じて一年（この点は出訴期限規則も同じ）であるのに対して、商人間の債権には商法（旧商

法三四九条の六年の時効を適用するものとしたから(証拠編一五九条一号但書)、「商人互ノ売掛金」を六ヶ月とした従来
の出訴期限規則の規定は、大幅に延長されることになった。⁽⁹⁾

明治二六年よりの施行を予定して公布された旧民法は法典論争を招来して、明治二五年議会において、修正のため
民法・商法の施行を延期する法案が可決公布され、その修正案として現行民法典の編纂が明治二六年より法典調査会
において開始されたことは、周知の通りである。

この法典調査会の成案は、明治二九年の第九議会に「民法中修正案」として政府から提出され、衆議院・貴族院に
おいて審議されるのであるが、とくに衆議院において一六七条の原則的時効期間に関して重大な修正を受けること
なる。

衆議院に提出された「民法中修正案」の時効期間に関する規定は、次のようなものである。

原則・二〇年〓一六七条(所有権以外ノ財産権)

特別 a・五年〓一六九条(年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金銭其他ノ給付ヲ目的トスル債権)

同 b・三年〓一七〇条(医師・産婆・薬剤師ノ治術・勤勞・調劑ニ関スル債権、技師・棟梁・請負人ノ工事ニ関スル債権)、一

七一条(弁護士・公証人・執達吏ノ職務ニ関シテ受取リタル書類)

同 c・二年〓一七二条(弁護士・公証人・執達吏ノ職務ニ関スル債権。但各事項終了ノ時ヨリ五年)、一七三条(生産者・卸売

商人・小売商人カ売却シタル産物及ヒ商品ノ代価但其買主ノ商業ニ関スルモノハ此限ニ在ラス、居職人・製造人ノ仕事ニ関ス
ル債権但注文者ノ商業ニ関スルモノハ此限ニ在ラス、生徒・習業者ノ教育・衣食・止宿ノ代料ニ関スル校主・塾主・教師・師
匠ノ債権)

同 d・一年〓一七四条(月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料、勞力者・芸人ノ賃金ナラヒニ其供給シタル物ノ代価、
運送賃、旅店・料理店・貸席・娯楽場ノ宿泊料・飲食料・席料・動産ノ損料)

また旧民法と対比して注目すべきことは、「民法中修正案」においては、二重期間の制度が多く採用されている点

である。一二六条の取消権の五年と二〇年、四二五条の債権者取消権の二年と二〇年、七二三条の不法行為による損害賠償請求権の三年と二〇年等の規定等がこれである。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

これを要約すれば、「民法中修正案」においては、旧民法の三〇年時効の原則期間が、二〇年にまで短縮された反面、六ヶ月の最短期間は一年にくり上げられて、五年、三年、二年、一年の特則となり、これに配属される債権の種目は、旧民法におけるフランス(部分的にはイタリヤ)法系の項目に加えて、あらたにドイツ民法草案、イタリヤ民法等の外国立法が参酌されるとともに、従来の出訴期限規則の規制との関連性が比較的稀薄であった旧民法の規制と異り、出訴期限規則所定の種目が特則中にとり入れられている点に、その特色がある。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ さらに個別規定における二重期間制の採用に、ドイツ民法草案の影響がみられることは、注目されてよいであろう。修正案の起案に際して、時効を法的推定とせず、権利得喪の原因とする立場から、推定に関連するとみられる旧民法の条規が修正案において一掃されるに至ったことは、周知の通りである。

それでは、修正案一六七条に「所有権以外ノ財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルに因リテ消滅ス」と規定された二〇年の原則期間は、どのような理由から採用されたか。法典調査会において、梅は直接に本条(原案一六八条)については、「之ハ既成法典証拠編第五百十条及ヒ第五百五十五条ニ依レハ少クモ義務及ヒ相続権ニ付テハ時効ノ期間カ三十年トナツテ居ルノヲ前ノ百六十二条ニ於テ述ヘマシタル理由ニ基キマシテ此処モ矢張り二十年ト改メタノテアリマス矢張り此処モ外国ニハ三十年ノ例モ最モ多イノテアリマスケレトモ理由ハ前ニ申シマシタカラ茲ニ再ヒ申シマセヌ」として説明を省略している。⁽¹⁶⁾ 前に定められた一六二条の取得時効における二〇年の原則について、梅は以下のように説明している。⁽¹⁷⁾

「本案ニ於テハ二十年ト短縮シマシタル理由ハ開化カ段々進ンテ往クニ從ヒ取引カ段々頻繁ニナルニ從テ一方ニ於テハ交通ノ便カ開ケマスルニ依テ此遠隔ノ地ニ居リマスル者テモ自分ノ本国ニ在ル所ノ財産カ如何ナル有様ニ於テアルカト云フコトヲ知ルニ苦

シカラス、又自分ノ身体ハ自分ノ住所ニアツテ其財産カ遠キニ在ル場合テモ亦然ウテアリマス又一方ニ於テハ取引カ頻繁ニナルニ依テ其取引ニ依テ生スル権利カ早ク確定シテ仕舞ハヌト数十年前ノ取引ニ付テ数十年前ノ後ニ於テ夫ニ付テ争ヒカ起ツテ自分テハ正当ニ権利ヲ得テ居ルト思ツテモ夫レカ数十年前ノ後ニ於テ前ニ得テ居ルト思ツタ権利ヲ失ツテ仕舞ウト云フヤウナコトカアツテハ経済上甚タ不便テ仕様カナイ、斯様ナル場合テマリマスカランテ本案ニ於テハ白耳義民法草案印度出訴期限法採ニ倣ヒマシテ之ヲ二十年ニ短縮シタノテアリマス」。

上記の法典調査会における梅の説明に明らかなように、修正案の採用した二〇年期間は、取得・消滅両時効を通ずる「普通ノ時効期間」すなわち原則的時効期間を意味する。従つてここでは、旧民法や諸外国の時効立法の原則期間である三〇年の短縮が問題とされるだけであり、元来特定の債権のみを対象とする特別法である出訴期限規則などは、特別短期時効に関する特別の問題であるから、原則期間の問題としては取り上げる余地はないことになる。⁽¹⁸⁾

ところが、この二〇年の原則期間が、その後の第九議会の衆議院における審議において論争の焦点となり、一六七条は二項に分割されて、債権一〇年という現行規定を招来することになる。その経緯を以下に考察しよう。

(一) 時効を法的推定とする定義規定は、それ以前の外国立法例として、例えばプロイセン民法にも認められる(rechtliche Vermutung: §§568, 569 I, 9 ALR)。

わが国の時効法草案中にも、時効を法的推定と定義する立法例が、明治一一年民法、民事期満効規則、民事時効規則等に見られることは前述の通りであるが、これはポアソナードの学説の影響と推測される。ポアソナードの時効推定論が、出訴期限規則の運用実務を支配するに至った経緯については、拙著・前掲略史一八一頁以下参照。

(2) ポアソナードにおける援用と推定の理論的関連性については、拙稿「ポアソナード理論」八〇四頁以下。

(3) ポアソナードは証拠編の原案である再閱修正草案一九九八条において、フランス民法の宣誓要求に代わるものとして「裁判上ノ審問」を規定したが、確定案一六一条ではこの審問の規定は削除され、債務者の自白のみが残っている。

(4) 手塚豊博士は「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」滝川記念論集・日本史編・上八五五頁において、本資料を紹介され、ポアソナードの意見が一一年民法に採用されていなかった事実を指摘される。

(5) 性法講義(明治一八年博聞社版九四頁)。

(6) ポアソナードが司法省の民法会議において「日本ノ如キ火事多キ国ニテハ」云々との理由から時効期間の短縮の必要を説いているのは、いささか唐突に聞えるけれども、ポアソナード自身一八七〇年当時パリにあってハリ・コミュニンの動乱を体験していた事情（この間の事情については、大久保泰甫「日本近代法の父ポアソナード」二五頁参照）が、この発言を裏付けるものであるうか。この点を暗示する一記録が、向井健教授により明治一三年一月三一日付「身上証書法律案」として紹介されており、同教授は編案者をポアソナードと推考されている。（向井健「新たなる身上証書法律案」法研三二巻一〇号三五頁以下。とくに五五頁参照）。本案は、とくに身上証書の保管について、「身上証書ヲ堅固ニ保存セントセハ法律ヲ以テ本書二通ヲ記スルヲ必要トス」とし、その理由を以下のように述べている。

「火災ノ猛烈ナル国ニ於テハ該手續ハ其他ノ国ヨリ最要ノモノトス仏朗斯ニ於テハ火災少ナシト雖モ其手續ヲ施行セリ然レトモ千八百七十一年「コムミュヌ」ノ兵乱ニ当リ巴里府ニアル二通ノ簿冊ハ其災ヲ免ルヲ得ス左ノ如シ

各区ノ簿冊ハ中央部（ホニテール・ド・ヒール）ノ県府ニ集合シ其他ノ簿冊ハ民事裁判所ニ収合セシカ県庁并裁判所共ニ該兵火ニ罹リ故ニ該争乱以来巴里府ニ於テ身上証書ハ全ク消滅セリ

巴里府ニ於テ身上証書ヲ更ニ編纂スルニ当リ他ノ書類又ハ各自ノ受取リタル写書又ハ判然ナル申立□以テ証書ヲ補充セリ然レトモ該最大ナル事業ハ仕逐クルヲ得サルノミナラス尚ホ完全ナル者ヲ得サルヘシ」

この資料は身分証書の保管方法に関するものであるが、事情は、一般の契約上の記録・書類についても同様であつたらう。上記の生々しい記述は、司法省民法会議におけるポアソナードの前記発言の背景をうかがわせるものとして注目される。

(7) 出訴期限規則一条所定の期間と債権種目がフランス法の移入であると指摘し、旧民法が再びこの期間を採用したことを、わが国の人情風俗に合わないことを理由として批判する論説として、片寄判之輔「出訴期限規則」（明法雜誌八五号九頁・明治二年）参照。

(8) 旧民法の時効規則は、その基本とする推定的時効法理、援用の制限、停止事由の限定、自然義務の明文化など主要な問題について、ポアソナードの学説をかなり忠実に反映し具体化しているものである。しかしながら、個々の規定についてみると、ポアソナードが従前の講義や旧民法案の解説において記述しているフランス民法典批判の全部が、必ずしも旧民法で実現しているわけではない。前述の証拠編一六一条は草案一九九八条の趣旨を後退させたものであるし、債権担保編一四四条が質物による被担保債権の時効完成を停止させている点は、草案一六一九条におけるポアソナードの主張とは逆である（この点は、現行民法三〇〇、三五〇条においてポアソナードの原案に復帰していることに注意）。使用貸借の双務契約性のように、ポアソナード自身が起案中に改説した部分もあり、また彼の意に反して原案が修正された部分もある。池田真朗「民法四六七条にお

けるポアソナードの復権」手塚記念論集一〇四九頁は、債権譲渡の通知に関する財産編三四七条が法律取調委員会による、ポアソナードの意に反する修正、誤訳の結果であったことを論証されている。旧民法の確定法文にポアソナードの草案原文の誤訳があることは、梅の和仏法律学校における旧民法証拠編九四条の講義にも指摘がある（梅謙次郎講述・時効法・和仏法律学校講義録出版部三二頁）。

従来知られている証拠編の草案の限りでは、三〇年の原則期間は一貫して採用されているから、証拠編起草の段階では、ポアソナードは、原則期間の短縮を断念していたか、あるいは火事による証拠滅失を、契約上の債権の書証に固有の問題として、特別短期時効の問題として処理する予定であったのか、疑問を残すところである。もしも後者であったとすれば、後の第九帝國議会の審議による債権一〇年の特則は、結果的にはポアソナードの当初の構想に合致することになる。なお後出第八節注(10)参照。

(9) これに対して出訴期限規則に定められなかった不法行為に基く損害賠償請求権については、旧民法財産編三七九条は「民事ノ犯罪又ハ准犯罪カ刑事ノ犯罪ヲ成ストキハ犯罪者ニ付テモ刑事訴訟法ヲ以テ定メタル民事訴訟ノ管轄及ヒ時効ニ関スル規則ヲ適用ス」と規定し、公訴時効に照応して民事時効が完成するフランス法の立法を継受している。

(10) 旧民法財産編五四四―六条による削除の訴権・抗弁にかかる五年時効の修正。法典調査会において梅は、本条の二重期間制を「是ハ独逸民法草案ニ倣ツテ書イタノテアリマス」と説明している。ドイツ民法第二草案九九条（第一草案一〇四条）における一年と三〇年という二重期間制を参考としたことが明らかである。法典調査会議事速記録二一八三。

(11) 旧民法財産編五四四条は、廢罷訴権について詐害行為時から三〇年、債権者の詐害覚知時から二年の二重期間を規定するが、本条は、修正案一六七条の二〇年時効の原則に対応して、旧民法の長期三〇年を二〇年に修正したものである。前掲速記録一八―一七九。

(12) 前記財産編三七九条の規制を、ドイツ民法第一草案七一九条、第二草案七七五条の三年と三〇年の二重期間制に倣って修正したものと推測される。ここでも二〇年の長期は、修正案の二〇年原則時効に合わせたものである。前掲速記録四一―二二七。

(13) 民法典前三編制定以後の立法における二重期間制の採用例として、法典調査会原案九七四条（民法旧規定九六六条・現行八八四条）の相続回復請求権の五年と二〇年は、証拠編一五五条の三〇年を修正し、五年期間を新設したものであり、同一一五五条（旧一一四五条・現一〇四二条）の遺留分減殺請求権の一年と一〇年とは新設規定である。前掲速記録五八―三、六一―一五一。

(14) 修正案の採用した短期時効の特則における期間・債権種目に及ぼした諸外国立法例の影響については、拙稿・前掲「ポア

ソナード理論」八〇二頁注(7)、「債権の消滅時効期間」(民法学1)三三三頁以下参照。

修正案一七三条は、証拠編一五九条の一年をドイツ民法第二章案一六三条に倣って二年に延長したものであるが、この期間延長の動機が、従来の出訴期限規則における売却代金の六ヶ月、一年の短期間と取引慣行との衝突にあることは、梅の起案説明から読みとることができる。前掲速記録五—二一〇。修正案一七四条も同様の理由から証拠編一六〇条の六ヶ月を一年に延長するとともに、運送賃・席料・立替金・動産損料等の新項目を立てたが、これらが出訴期限規則一条三条所定の債権に該当する点が注目される。すなわち修正案の時効法は、短期特別の範囲で、前掲司法省「民事期満効規則」「民事時効規則」等と同様に、出訴期限規則の規制に連絡し、同規則改正の立法系列に属するものと評価される。

(15) 修正案における時効期間の構成上、起案者が出訴期限規則をどのように位置づけていたかは、後の第九議會による二〇年期間の審議にかかわる重要なポイントである。この点に関連する論議として、修正案一二六条の原案一二七条二項に「取消シ得ヘキ行為ヲ為シタル日ヨリ普通ノ時効ニ必要ナル期間ヲ經過スルトキハ取消権ハ前項ノ規定ニ拘ラス消滅ス」(傍点・筆者)とある。「普通ノ時効」の意味と出訴期限規則の各期間との関係を、高木豊三が質問しているのに対して、同条の説明を担当した梅は次のように答えている。前掲速記録三—一。「私共ノ見マスル所デハ只今高木君ノ例ニ出サレタ二ヶ月トカ二年トカ三年トカ五年トカ云フヤウナコトハ即チ皆特別時効テマリアス普通時効ト云フモノハ必ズ一ツシカナカラウト思ヒマス今ノ民法デ普通ノ時効ハ三十年トナツテ居ル夫レデ今度ノ案テハ二十年ニナルカ三十年ニナルカ分リマセヌガ無論五年ヨリ永イト云フコトハ云ヘヤウト思ヒマス——独逸民法ノ如ク三十年トカ二十年トカ、三十年ト書ケバ宜イノテアリマスケレトモ其方ハ後トド書ク、此処デ言ハヌデモ唯「普通ノ時効」ト書ケバ分ルト思ツテス様ニ「普通ノ時効」ト書イタノテアリマス」。本条の審議段階では、一六七条の二〇年原則が未定であったところから、この原則期間を梅はさしあたり「普通ノ時効」と表現したのであり、出訴期限規則の各期間は、いずれも「特別時効」すなわち特別の問題であり、「普通ノ時効」すなわち原則期間とは関係がない、と理解しているわけである。

(16) 前掲速記録五—一七三。

(17) 同上五—二一〇以下。

(18) 従って修正案一六二、一六七条の原則期間の範囲では、法典調査会の審議においては出訴期限規則は説明もなく、質疑の対象ともされていない。なお前出注(15)参照。